

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

平成24年度の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、算定の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、入所者の医療管理を適切に行い、医師の指示のもと、必要に応じた検査・投薬・治療等を実施しておりますが、引き続き所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者の健康や安全に繋げていきたいと考えております。この「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を下記の通りご報告致します。

【令和4年度 算定状況（令和4年4月～令和5年3月）】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数		1			1								2
	日数		3			3								6
尿路感染症	人数	3	3	1	3	1	1	1	1		3	4	3	24
	日数	11	13	5	13	8	6	3	4		13	10	10	96
带状疱疹	人数								1			1		2
	日数								2			7		9
蜂窩織炎	人数											1	1	2
	日数											8	4	12
合計	人数	3	4	1	3	2	1	1	2	0	3	5	3	28
	日数	11	16	5	13	11	6	3	6	0	13	17	10	111

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状況になった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・処置等が行われた場合に、1月に1回、連続する10日間を限度として算定すること（施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していない場合は7日間が限度）。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 対象となる入所者の状況は次のとおりであること。

イ 肺炎	ハ 带状疱疹
ロ 尿路感染症	ニ 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。